

議案第 9 3 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。